真木地区簡易水道施設整備工事（桑西配水施設工）

設計図書に関する質問への回答（第２回）

令和３年８月 25 日

大　月　市

※この回答は、令和３年８月 20 日(金)から令和３年９月 21 日(火)までの間で受け付けた設計図書に関する質問に対する回答を公表するものです。
※質問・意見の内容は、基本的に事業者からの原文のままを転記していますが、１つの文章に複数の質問があった場合は分割して回答しています。

No	項　目	質問事項	回　答	回答時期
1	調査価格及び見積採用について	特殊資材調査単価の閲覧、特殊材料費・工事費等の見積先の開示をお願い出来ませんでしょうか。	別紙①「真木地区簡易水道施設整備工事（桑西配水施設工）に関する特殊材料費等見積先一覧表」のとおり。	第１回目
2	採用工事区分及び採用経費区分について	（1）工事区分は建設工事或いは水道工事のどちらでしょうか。 （2）経費区分は何を採用されていますか。	（1）工事区分は、水道工事です。 （2）経費区分は、構造物工事（浄水場等）です。	第２回目
3	第２号内訳明細書及び第５号内訳明細書及び第８号内訳明細書の記載について	明細書に名称・形状寸法・単位の記載がありますが、数量が「－」と記されている費目については、「数量０」と言う意味でしょうか。	内訳明細書の数量は「０」とし、今回の工事では設置していません。	第２回目
4	交通誘導員について	（1）交通誘導員の計上が積上げ仮設費（第10号内訳書）に含まれていますが、直接工事費に該当すると思われますが如何お考えでしょうか。 （2）特記仕様書第１章総則第１条５項に“林道及び県道の管路工（配水管）の施工は片側交互通行とし”と記されています、県道規制時は有資格者が必要ですが、交通誘導員の種別（AorB）は各々何名で考えられていますか。 （3）同じく“施工時間外についても即日復旧	（1）交通誘導員は、水道工事（令和３年度水道事業実務必携）の積算基準に基づき、共通仮設費（積上げ分）を計上しています。 （2）交通誘導員の種別は「B」で計上している。配置は、施工区間の前後に各１名を配置し、総計で108名を計上している。なお、施工条件等に変更が生ずる場合は別途協議します。 ※特記仕様書記載のとおり （3）交代要員は計上していないが、同様に施工	第２回目

		により交通開放すること”と記されていて終業時交通開放時までは交通規制の継続とせざるを得ません、昼休み他休憩時の交代要員が必要ですが、如何お考えですか。	条件等に変更が生ずる場合は別途協議します。 ※特記仕様書記載のとおり	